



令和4年10月12日

各関係団体

代表者 殿

神奈川労働局労働基準部監督課長

(契 印 省 略)

「過労死等防止啓発月間」及び「過重労働解消キャンペーン」の広報依頼について

労働基準行政の推進につきましては、平素から御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

過労死等防止対策につきましては、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）等に基づき取り組んできているところではありますが、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も引き続き高水準で推移しています。

厚生労働省としましては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、11月を「過労死等防止啓発月間」「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、下記ポスター等を送付させていただきますので、事務所に掲示する等により、傘下団体・企業等へのご周知のほどご協力賜りたく、お願い申し上げます。

記

- 1 「過重労働解消キャンペーン（働きすぎではありませんか？）」ポスター
- 2 「過重労働解消キャンペーン（働きすぎではありませんか？）」リーフレット
- 3 「しごとより、いのち。STOP！過労死」パンフレット
- 4 「しごとより、いのち。STOP！過労死」リーフレット

神奈川労働局労働基準部監督課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 8F

電話 045-211-7351

担当 監察監督官 本間公紀

監督係 野村好美